

特定非営利活動法人 あけぼの水戸 定款

(旧 水戸重症心身障害児(者)を守る会)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あけぼの水戸という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市見川5丁目127番地の91 あけぼの学園内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、水戸市及び水戸市近郊に居住する重症心身障害児(者)及びその家族の地域における自立した生活を支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 重症心身障害児(者)及びその家族への支援事業

①在宅訪問・情報提供・相談事業

②関係団体・機関等との連携事業

③広報、祭典等における地域交流会

④勉強会、研修会、施設見学等による啓蒙活動

(2) 水戸市重症心身障害者通所施設あけぼの学園の管理運営に関する事業

(事業者 水戸市：指定管理者 あけぼの水戸)

(旧 水戸重症心身障害児(者)を守る会)

①生活介護事業／

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

①共同生活介護(ケアホーム)事業

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

(5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条、第31条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会の承認のうえ、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞等に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	佐藤	美根子
副会長	澤島	京子
副会長	安藤	隆子
理事	五藤	博
理事	松本	とよ
理事	坪坂	智子
理事	安西	保子
理事	小園江	喜代子
理事	佐々木	泰子
理事	都築	聖美
理事	谷島	静江
理事	住谷	元紀
理事	杉田	桂子
理事	山口	ひろ子
監事	長島	康友
監事	大森	忠三

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2008年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ①正会員 年会費 3,000円
 - ②賛助会員 個人賛助会員 年会費 2,000円(一口以上)
 - 団体賛助会員 年会費 5,000円(一口以上)

令和7年 月 日変更

令和7年度事業計画

令和7年4月1日～令和8年3月31日

特定非営利活動法人 あけぼの水戸

事業の概要

水戸市から指定管理者として、水戸市重症心身障害者通所施設あけぼの学園の運営を受託した。令和6年度までは、児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業・生活介護事業が事業内容であったが、児童発達の利用の減少により、水戸市の条例変更で令和7年4月1日以降、児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業は廃止となった。

感染症予防のため衛生管理に特に注意を図る。マスク、手洗い、ドア・ドアノブ・送迎者の消毒、エプロン着用等衛生管理を徹底する。

災害時にいち早く避難でき、障害児者の安全を守ることを目的として、避難訓練及び総合消防訓練を定期的実施する。

1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
第5条(1) 重症心身障害児(者)及びその家族への支援事業	① 在宅訪問・情報提供・相談事業 本人や家族の相談に応じるとともに福祉情報を提供する。。	不定期	自宅 その他	1人	あけぼの学園利用者 18人	50
	② 関係団体・機関等との連携事業 水戸市障害者(児)福祉団体連合会に活動に参加し、関係団体との連携をはかる。 地域交流をはかる。	年10回	水戸市福祉ボランティア会館 その他	2人	市障連加盟の障害児者	25
	③ 勉強会、研修会、施設見学等による啓発活動	未定	未定	未定	障害児者の家族	40
第5条(2) 水戸市重症心身障害児(者)通園施設あけぼの学園の管理運営に関する事業	<u>生活介護</u> ・食事、入浴、排泄等の介護、日常生活上の支援 ・創作的活動、音楽療法、ムーブメント活動等の機会の提供 ・上記を通じた身体能力、日常生活能力の維			常勤 7人 非常勤 2人 看護師 非常勤 2人		44,000

	持・向上を目的として必要な介護及び支援等を実施する。					
第5条(3) 障害者総合 支援法に基 づく障害福 祉サービス 事業	共同生活介護（ケアホーム）事業	検討中	検討中	検討中	検討中	0
第5条(4) 障害者総合 支援法に基 づく地域生 活支援事業	障害の重い人たちが、地域で生活していくために必要な地域生活支援事業を行う。	検討中	検討中	検討中	検討中	0
第5条(5) その他、こ の法人の目 的を達成す るために必 要な事業	緊急時の対応やケア付き住宅に関する研究及び実現の推進運営に関すること	検討中	検討中	検討中	検討中	0

令和8年度事業計画

令和8年4月1日～令和9年3月31日

特定非営利活動法人 あけぼの水戸

事業の概要

水戸市から指定管理者として、水戸市重症心身障害者通所施設あけぼの学園の運営を受託した。事業内容は、生活介護事業である。

感染症予防のため衛生管理に特に注意を図った。マスク、手洗い、ドア・ドアノブ・送迎者の消毒、エプロン着用等衛生管理を徹底する。

災害時にいち早く避難でき、障害児者の安全を守ることを目的として、避難訓練及び総合消防訓練を定期的実施する。

1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
第5条(1) 重症心身障害児(者)及びその家族への支援事業	① 在宅訪問・情報提供・相談事業 本人や家族の相談に応じるとともに福祉情報を提供する。	不定期	自宅 その他	2人	あけぼの学園利用者 21人	50
	② 関係団体・機関等との連携事業 水戸市障害者(児)福祉団体連合会に活動に参加し、関係団体との連携をはかる。 地域交流をはかる。	年10回	水戸市福祉ボランティア会館 その他	2人	市障連加盟の障害児者	25
	③ 勉強会、研修会、施設見学等による啓発活動	未定	未定		会員	20
第5条(2) 水戸市重症心身障害児(者)通園施設あけぼの学園の管理運営に関する事業	<u>生活介護</u> ・食事、入浴、排泄等の介護、日常生活上の支援 ・創作的活動、音楽療法、ムーブメント活動等の機会の提供 ・上記を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な介護及び支援等を			常勤 8人 非常勤 2人 看護師 非常勤 3人		48,000

	実施する。					
第5条(3) 障害者総合 支援法に基 づく障害福 祉サービス 事業	共同生活介護（ケアホー ム）事業	検討中	検討中	検討中	検討中	0
第5条(4) 障害者総合 支援法に基 づく地域生 活支援事業	障害の重い人たちが、地 域で生活していくため に必要な地域生活支援 事業を行う。	検討中	検討中	検討中	検討中	0
第5条(5) その他、こ の法人の目 的を達成す るために必 要な事業	緊急時の対応やケア付 き住宅に関する研究及 び実現の推進運営に関 すること	検討中	検討中	検討中	検討中	0

令和7年度 活動予算書(案)

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 あけぼの水戸
(単位:円)

科 目	金 額		
I. 経常収益			
1. 受取会費			
正会員 3,000円×25人	75,000	75,000	
2. 委託料			
水戸市施設あけぼの学園	44,000,000	44,000,000	
3. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000	50,000	
4. 受取助成金等			
水戸市障連からの補助金	93,000	93,000	
5. その他収益			
受取利息	90	90	
雑収益	0	0	
経常収益計			44,218,090
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)家族への支援事業			
在宅訪問	50,000		
連携事業	20,000		
地域交流	5,000		
啓発活動	40,000		
(2)学園運営費	44,000,000		
(学園特別会計)			
(3)福祉サービス事業	0		
事業費計		44,115,000	
2. 管理費			
会議費	40,000		
負担金	10,000		
事務費	80,000		
印刷費	200,000		
通信費	15,000		
使用料及び貸借料	20,000		
交際費	30,000		
公租公課費	0		
予備費	1,140,228		
管理費計		1,535,228	
経常費用計			45,650,228
当期収支差額		-1,432,138	
前期繰越収支差額		1,432,138	
次期繰越収支差額		0	

令和8年度 活動予算書(案)

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 あけぼの水戸
(単位:円)

科 目	金 額		
I. 経常収益			
1. 受取会費 正会員 3,000円×26人	78,000	78,000	
2. 委託料 水戸市施設あけぼの学園	48,000,000	48,000,000	
3. 受取寄附金 受取寄附金	50,000	50,000	
4. 受取助成金等 水戸市障連からの補助金	93,000	93,000	
5. その他収益 受取利息	90	90	
雑収益	0	0	
経常収益計			48,221,090
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)家族への支援事業			
在宅訪問	50,000		
連携事業	20,000		
地域交流	5,000		
啓発活動	20,000		
(2)学園運営費 (学園特別会計)	48,000,000		
(3)福祉サービス事業	0		
事業費計		48,095,000	
2. 管理費			
会議費	15,000		
負担金	10,000		
事務費	20,000		
印刷費	10,000		
通信費	15,000		
使用料及び貸借料	20,000		
交際費	20,000		
公租公課費	0		
予備費	16,090		
管理費計		126,090	
経常費用計			48,221,090
当期収支差額		0	
前期繰越収支差額		0	
次期繰越収支差額		0	